

# 令和3年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立増戸中学校  
校長 木下 美彦

## 1 いじめ防止に関する基本的な方針

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを生徒に認識させ、学校教育目標にある「思いやりのある人」の育成を図ることをとおして、いじめのない学校をつくる

### (2) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめ防止の基本的な考え方

- ア 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- イ 特別支援教育の推進を図り、生徒一人一人を大切にされた指導をとおして、生徒の自己有用感を育む。
- ウ いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- エ 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- オ 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

## 2 組織（4つの取組との関連）

- (1) 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、主幹教諭による「いじめ防止対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、上記「いじめ防止対策委員会」に養護教諭やスクールカウンセラーを加えた「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

## 3 いじめ防止のための具体的な取組

### (1) 前年度の取組の評価

#### ア 前年度の「いじめ」の実態

- 「いじめ撲滅三原則」を全教室に掲示するとともに、朝礼等における校長講話、学年・学級指導における教員からの講話をとおして、いじめ防止の浸透を図っている。
- 同様に、「SNSあきる野ルール」及び「増戸中学校SNSルール」を掲示し、生徒会を中心としたいじめ防止活動に取り組ませている。
- 子供たちの人間関係は、年々希薄になり表面上だけの関係であることが増えてきた。そのた

め、他人の悪口を言うなど、社会の一員として生きていく基礎的な能力が低下している。

○ トラブル解決のコミュニケーション能力も低下して人間関係づくりの方法が稚拙である。

イ 前年度の取組の成果及び課題

**【成果】**

○ 教育活動において喜びや感動する体験として「福祉学習」「職業学習」（校内対応）などを実施して自己有用感を得られるようにしたこと。

○ 道徳の時間において、[思いやり、感謝][相互理解、寛容][よりよい学校生活、集団生活の充実][よりよく生きる喜び]等の指導を充実させた。

**【課題】**

○ SNSについて正しい活用方法や不適切な投稿・個人情報の流失などによる影響について生徒に理解させること。また、保護者との連携を図るため、保護者会等でのトラブル事例を紹介すること。

○ あらゆる教育活動をとおして、生徒の自己有用感をより高めること。

(2) 未然防止

ア 「いじめ撲滅三原則」の徹底（全教室に「いじめ撲滅三原則」を掲示。さらに朝礼等の校長講話、学年集会等での教員講話を通して浸透を図る。）

イ 全教育活動をとおした生徒の居場所づくりと自己肯定感を高める取組

ウ 生徒による主体的な取組

エ 道徳教育、人権教育、情報教育（インターネットの利用）等での取組

オ SNSルールの浸透（校内掲示、講話等）

カ 各教科での取組、体験活動の充実

キ 生徒会等の自治活動

ク 「生命尊重や人権尊重を重視した20の生活指導チェックリスト」の活用

ケ スクールカウンセラーの組織的な活用

コ 保護者・地域との連携

(3) 早期発見

ア ふれあい月間の取組（アンケートの活用、面談）

イ 生活指導部会・特別支援校内委員会の組織的な推進

ウ スクールカウンセラーによる新入生全員面接の取組

エ 新入生に学級集団アセスメント（i-check）の実施

オ 教職員間の情報共有の取組と報告の徹底

カ 保護者との連携、相談体制の整備及び保護者への啓発（三者面談・いじめ問題聞き取りの実施）

## 4 早期対応

(1) 事実の確認→情報収集→いじめの判断（定義に則る）

(2) 被害生徒、加害生徒への対応（懲戒）

(3) 被害生徒の保護者、加害生徒への保護者への対応

(4) 教育委員会への報告（状況に応じて警察への通報）

## 5 重大事態への対応

- (1) 教育委員会、関係諸機関（教育相談所、警察等）への報告、連携
- (2) いじめ問題調査委員会による再度の状況把握、事実確認
- (3) 関係保護者への対応（臨時保護者会等）

## 6 「SNS東京ルール」の活用

- (1) 「SNSあきる野ルール」や「増戸中学校SNSルール」の全校生徒への周知
- (2) 「SNSあきる野ルール」や「増戸中学校SNSルール」の家庭への周知
- (3) 「SNSあきる野ルール」や「増戸中学校SNSルール」を活用した取組
- (4) 技術・家庭科（技術分野）での情報モラル教育における教材としての活用
- (5) 増戸小学校との小中一貫教育における小中両校の「SNSルールの交流・相互理解」での活用

## 7 その他

- (1) 評価について
  - ア 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
  - イ 教職員に対しては、年間計画に基づき、取組アンケートを定期的実施し、「いじめ防止対策委員会」が中心になって結果を集約し、成果と課題を明確にする。
- (2) 校内研修
  - ア 年度初めに、学校いじめ防止基本方針を全職員で確認し、共通理解を図る。
  - イ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施させる。
  - ウ 職員会議で毎回生徒情報を交換し共有化する。
  - エ 学年主任を中心に、若手教員に対し、いじめの防止・初期対応・保護者対応等を指導する。
- (3) 保護者・地域との連携
  - ア 学校だよりや学年だよりで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
  - イ 年3回の保護者会にて情報交換を行う。
  - ウ 三者面談等で生徒の様子を聴き取る。
  - エ 道徳授業地区公開講座を9月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。

(4) 年間計画（未然防止、早期発見のための取組）

月	教員・SCの取組	生徒会の取組	保護者・地域との連携	教員研修評価	学校行事
4	学級でのいじめ問題指導 道徳指導 セーフティ教室 (ネット犯罪)	月目標の設定 (学級委員会)	保護者会での生活指導 の基本方針の周知 セーフティ教室 (ネット犯罪)	年度当初の生活指導の共 通理解	始業式 入学式
5	SCによる全員面接(1)	生徒総会を通じて いじめ防止の啓蒙	学校便りを通じての学 校生活を周知	要配慮生徒について情報 交換	体育大会(全学年)
6	ふれあい月間 (アンケート)	いじめ撲滅宣言の策定	青少健との情報交換	アンケートに基づく情報 交換	
7	いじめ問題聞き取り	SNS増戸中ルールの検 討・決定 「いじめをなくそう」子 ども会議	保護者会(全) 夏休み三者面談(全)	アンケート結果に基づく 面談のまとめ・共通理解	終業式
8			夏休み三者面談(全)		始業式
9	自殺防止のための授業の 実施 道徳授業地区公開講座	いじめ撲滅宣言の生徒へ の周知	山田祭礼警備 伊奈祭礼警備 道徳授業地区公開講座 学校公開	夏休み後の生徒観察・カウ ンセリング 道徳地区公開講座の授業 研究	修学旅行(3) 職場体験学習(2) 福祉学習(1)
10		クラスの様子・挨拶運動 (学級委員会)			合唱コンクール(全)
11	ふれあい月間 (アンケート)	小中合同の挨拶運動	三者面談(3)	いじめに関する実態と取 組の再確認	
12	いじめ問題聞き取り	クラスの様子・挨拶運動 (学級委員会)	保護者会(1,2) 三者面談(3)	アンケート結果に基づく 面談のまとめ・共通理解	終業式
1	「他者への理解」につい での講話	クラスの様子・挨拶運動 (学級委員会)	小中合同研修を通じて の情報交換	年度末反省を通じての来 年度の方針策定	始業式 移動教室(2)
2	ふれあい月間 (アンケート)	小中合同の挨拶運動	民生・児童委員との 情報交換	アンケート結果に基づく 面談のまとめ・共通理解	校外学習(1)
3	いじめ問題聞き取り	1年間の反省(生徒会本 部・学級委員会)	「命の授業」の実施	来年度に向けての生活の きまりなどの策定	卒業式(全) 修了式(1,2)